

# 令和5年度 業務計画

松 野 町

# 目次

議会事務局（監査委員事務）	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
総務課	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
防災安全課	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
ふるさと創生課	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
農業委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
農林振興課	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
出納室	・・・・・・・・・・・・・・・・	22
町民課	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
保健福祉課・中央診療所	・・・・・・・・・・・・・・・・	28
建設環境課	・・・・・・・・・・・・・・・・	31
教育課	・・・・・・・・・・・・・・・・	35
吉野生支所	・・・・・・・・・・・・・・・・	38

基本方針		
<p>議会事務局は、二元代表制において、町民が議会に期待する役割を十分に発揮できるように議会活動を支援する使命がある。そのためには、議会運営の補助、政策の立案・提言の支援、執行機関との調整、さらには議会の活性化や効率的な議会運営に努め、町民に身近で開かれた議会を目指す。</p> <p>また、議会からの要請に的確に対応するため、事務局としての専門性を高めるとともに、新人議員に対するサポートに努め、活発な議会活動を推進する。</p> <p>監査委員事務は、公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘だけでなく、指導に重点を置いた監査等を実施することにより、行政の効率性、妥当性についても検証できるよう努める。</p>		
業務名	業務内容	摘要
1 議会運営の円滑化と議会改革	執行機関との調整を的確に行い、議会運営を効率的・効果的に行うため、議員との信頼関係の構築に努める。また、議員定数や報酬、政治倫理条例の遵守や審査体制、委員会制度等の議会改革が活発に行えるようサポートする。	
2 議員研修の充実	地方議会制度等、議員としての基本的な研修やペーパーレス化等のDX推進に関する研修、自己研鑽を通して個々の能力を高め、地方自治の本旨に添った住民を代表する機関としての役割を認識し、議会力向上に努める。	
3 事務局職員の資質の向上	正確で的確な議会運営及び議会活動を行うため、調査機能、法務機能等における職員の実務執行能力の向上と事務局体制の充実を図る。	
4 町民に開かれた議会の推進	町ホームページを活用し、各議員発信の議会情報等を町民にわかりやすく伝え、議会に対して関心を高めてもらえる取組を推進する。	
5 的確な監査活動への支援	監査機能を強化するため、監査・審査における専門性の向上を図り、調査の充実・強化に努めるとともに、帳票類の電子化に対応した監査執行を支援する。	

基本方針		
<p>新庁舎を核とした安全安心なまちづくり、町民との協働のまちづくりを推進するため、人材確保・育成による組織体制の充実、効果的・効率的な業務の遂行により行政サービスの向上に努める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の直面する課題に対応しつつ、将来的な健全財政を堅持するため、施策の優先順位に基づいた事業の重点化、財源確保に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を目指す。</p> <p>行財政改革の一環である公有財産の適正管理をはじめ、各種業務におけるデジタル化を推進し、文書管理システムの活用、電子決裁の運用、マイナンバーカードの活用等による業務の効率化を図る。</p> <p>行政情報の発信や意見集約等の広報広聴業務、選挙業務の適正執行など、所管する業務を着実に進める。</p>		
業務名	業務内容	摘要
1 新庁舎の有効活用及びきめ細かな行政サービスの提供	<p>新庁舎及び防災拠点施設を核として効果的な行政サービスを提供する。</p> <p>(1) 庁舎における効率的な業務推進ときめ細かな行政サービスの提供</p> <p>(2) 防災機能を活かした災害時の体制づくり</p> <p>(3) 交流拠点としての活用推進</p> <p>(4) えひめ南農業協同組合松野支所との連携</p>	
2 健全財政の堅持	<p>揺るぎない行財政基盤の確立による重要施策の具現化を図るため、SDGs（持続可能な開発目標）の手法による事業の選択と集中並びに効率的で効果的な行財政運営に取り組み、健全財政の堅持に努める。</p> <p>(1) 総合計画をはじめとする各種計画を踏まえた中長期計画の策定と執行管理</p> <p>(2) 国の地方財政対策及び地方交付税等の的確な情報収集と対応</p> <p>(3) 統一的な基準による財務書類の作成及び公表</p> <p>(4) 新たな財源確保に係る各種補助制度等の調査・研究</p>	
3 職員の資質向上と人材の確保による業務体制の確立	<p>職員の資質向上と人材確保により効果的な業務体制を確立し、町民から信頼される明るい役場づくりをめざす。</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
<p>職員の資質向上と人材の確保による業務体制の確立</p>	<p>(1) 職員研修による能力開発、人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職階級や経験年数に応じた計画的な研修への参加</li> <li>・地域課題解決能力向上のためのSDGs研修の実施</li> <li>・応接研修による節度ある職場づくり</li> </ul> <p>(2) 計画的な職員採用による人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用試験の時期及び区分の検討</li> <li>・専門職の確保（土木技師、保育士、保健師、看護師等）</li> </ul> <p>(3) 定年延長世代（60歳超）の活用による経験人材の確保</p> <p>(4) 働き方改革推進による魅力的な職場づくり</p> <p>(5) 職員提案制度の活用及び人事評価における目標設定による業務の推進</p> <p>(6) 地域活動への参加促進</p> <p>(7) 県及び広域組織等との職員派遣及び人事相互交流の実施</p> <p>(8) 職員の健康管理と働きやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3密回避等感染予防対策の実施</li> <li>・ストレスチェックの実施</li> <li>・メンタル相談・ハラスメント研修の実施</li> </ul>	
<p>4 会計年度任用職員制度の適切な運用</p>	<p>会計年度任用職員制度の適切な運用に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適正・効果的な人員配置</li> <li>(2) 労務管理の徹底</li> <li>(3) 事務補助員の集約と横断的な協力体制の構築による業務の効率化</li> <li>(4) 勤勉手当の支給に向けた調査検討</li> </ol>	
<p>5 広報広聴業務の推進</p>	<p>積極的な行政情報の提供と住民の参画機会拡充に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区長会、部落要望やアンケート等による住民意見の集約</li> <li>(2) 広報紙及び回覧文書、行政放送等による行政情報の発信</li> <li>(3) ホームページを活用した情報受発信</li> </ol>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
6 適正な公有財産の管理及び入札制度の運用	<p>今後の人口減少等を見据え、公共施設の老朽化対策としての施設マネジメントを推進するとともに、公平公正な入札制度の運用に努める。</p> <p>(1) 固定資産台帳の管理及びシステムを活用した施設マネジメントの推進</p> <p>(2) 公有財産の適正管理</p> <p>(3) 公平公正な入札制度の運用と情報公開</p>	
7 選挙の適切な管理と執行	<p>公職選挙法の適切な運用と選挙の管理執行に万全を期すとともに、明るいきれいな選挙の推進及び選挙権年齢の引き下げに伴う啓発活動に取り組む、投票の棄権防止に努める。</p> <p>(1) 選挙の適正執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県議会議員選挙（R5. 4. 29任期満了）</li> </ul> <p>(2) 投票所の再編及び新たな投票手段の検討</p>	
8 デジタル化推進による住民サービスの向上及び業務の効率化	<p>社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の適正な運用とガバメントクラウドへの移行に取り組む。</p> <p>(1) マイナンバーカードを活用した電子申請の推進</p> <p>(2) 電子申請システムを活用した行政手続きのオンライン化の推進</p> <p>(3) 契約書の電子化に向けた調査・研究</p> <p>(4) 自治体情報セキュリティの適正管理</p> <p>(5) 自治体クラウド方式による電算システムの活用による業務効率化</p> <p>(6) ガバメントクラウドの利用に向けた業務標準化・共通化の推進</p>	
9 行財政改革の推進	<p>住民サービスの向上及び業務の効率化を図るため、行財政改革を推進する。</p> <p>(1) 文書管理システムの活用によるペーパーレス化の実現</p> <p>(2) 第5次行財政改革大綱の次期改訂に向けた調査研究</p> <p>(3) GX（グリーントランスフォーメーション）の方針に沿った地球温暖化対策の推進</p> <p>(4) BCP（業務継続計画）の運用による業務推進体制の構築</p>	

基本方針		
業務名	業務内容	摘要
<p>国土強靱化基本計画に基づき、「安全で快適な暮らしの“森の国”」づくりを推進するため、防災拠点施設を中心とした防災体制の強化を目指し、情報伝達設備や避難所の機能向上、職員の資質向上を図る。また、自主防災会の活動強化のため、地域住民や各関係機関と連携した避難訓練等を通して「自助、共助、公助」による地域防災力の向上、防災意識の高揚に努める。</p> <p>併せて、近い将来高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震に対しては、平成30年7月豪雨災害での経験を教訓に、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、「自らの命を守る」ことを第一として、住民一人一人が躊躇なく避難行動が取れるよう、自助、共助の取組強化を支援していくための防災・減災の諸施策を推進する。</p>		
1 消防防災体制の整備	<p>各家庭での備蓄等による自助、自主防災会を中心とした地域住民による共助、消防団をはじめとする関係機関と一体となった公助により、地域の安全と安心の確保に努め、平成30年7月豪雨災害での経験を教訓として、「自らの命を守る」ための防災・減災施策を積極的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災拠点施設を中心とした防災体制の強化と災害対策本部員をはじめとする職員の資質向上</li> <li>(2) IP告知システムの補完による防災情報伝達手段の多重化の検討</li> <li>(3) 地域防災計画及び業務継続計画(BCP)におけるPDCAサイクルの徹底</li> <li>(4) 災害時分散避難の取組の推進と各避難所における備蓄物資の計画的な配備</li> <li>(5) 自主防災会が主体となった避難訓練等の活動支援及び防災士の養成</li> <li>(6) 消防団員の確保及び各種訓練会等による消防力の充実</li> <li>(7) 旧耐震基準の消防車庫及びホース乾燥柱の計画的な更新</li> <li>(8) 耐震性貯水槽の新設及び改修による消防水利の確保</li> </ol>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
消防防災体制の整備	<p>(9) 鬼北地域情報通信基盤施設の管理運営及び効果的運用</p> <p>(10) 携帯電話不感世帯及び非居住エリアにおける不感地域の解消に向けた調査研究及び関係機関との連携強化</p> <p>(11) 各種機関と連携した防災教育の推進</p>	
2 交通安全・防犯・国民保護の推進	<p>交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付け、交通事故防止の徹底を図る。また、未成年者や高齢者等に対する犯罪を未然に防ぐため、関係機関との連携を強化し、情報の共有を図る。</p> <p>(1) カーブミラー、街路灯、防犯カメラ、消火設備等の計画的な更新及び維持管理体制の確立</p> <p>(2) 街路灯のLED化の推進</p> <p>(3) 高齢者を中心とした交通安全対策の推進</p> <p>(4) 防犯協会や交通安全協会と連携した安全で安心なまちづくりの推進</p> <p>(5) 非常時に備えた国民保護情報の周知</p> <p>(6) 自衛官募集活動の推進及び連携強化</p>	

基本方針		
<p>50年後、100年後も、豊かな自然や歴史、文化資源が繋がり、地域住民が穏やかな暮らしのなかで幸せを実感できる「ふるさと」を持続していくには、地域コミュニティが元気で、地域経済が循環し続けることが必要である。それには、良好な地域コミュニティの持続と他地域との活発な交流が必要で、それには「ふるさと」の資源や魅力の再発見・再認識と、そこで明らかとなった地域課題の解決や誇れる地域資源の魅力発信を、さまざまな手段により推進していかなければならない。</p> <p>このことを実装・実現するため、「第5次松野町総合計画」と第2次「森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める「まち」「ひと」「しごと」それぞれの施策を連携させながら推進し、地域課題の解決を目指すこととする。</p> <p>まず、「まち」については、多様化する地域ニーズに対応した公共交通対策など生活基盤の充実、「松野モデル」の移住促進施策による人口減少の加速化を食い止める対策を進めるほか、沿線5市町連携による予土線利用促進施策や定住自立圏構想の推進、住民の皆様との協働による基幹集落の拠点づくりなど、それぞれの施策を連動させながらまちの課題解決に取り組む。</p> <p>次に、「しごと」については、中小企業の経営支援や創業支援による商工業の振興、立地企業との連携を図るほか、コロナ禍対応施策の継続的实施、町観光施設をはじめ、民間事業者や団体との連携強化、地域資源を活用した新たなコンテンツづくり、それぞれの地域資源をつなぐ観光まちづくりの仕組み構築など、しごとの課題解決に取り組む。</p> <p>最後に、「ひと」については、各種施策を展開するために必要不可欠な人材の育成や確保、人と人とのつながりを構築する仕組みづくり、次代を担う人材育成に関する施策や関係人口の拡大、ふるさと納税制度や森の国応援団活動の推進による松野町のコアなファンづくり施策をとおして、ひとづくりの課題解決に取り組む。</p>		
業務名	業務内容	摘要
1 第5次「総合計画」及び第2次「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策の推進	<p>第5次「総合計画」及び第2次「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、ふるさと創生につながる施策を計画的かつ迅速に推進する。</p> <p>(1) 総合計画及び総合戦略に基づく事業の計画的な推進</p> <p>(2) まちづくり委員会でのKPI（重要業績評価指標）による事業効果の検証</p> <p>(3) 総合戦略推進本部会議によるPDCAサイクルの確立と全庁横断での実施体制確保</p> <p>(4) 地方創生交付金の積極的活用によるまちの課題解決の取組推進</p> <p>(5) 各部落が策定している地域計画を実装するための支援</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
2 全庁的な体制による各種計画の推進及び重点プロジェクトの実施	<p>「小さな町の大きな挑戦」を具現化するため、各種計画に基づいた諸施策を系統的・計画的に推進するとともに、ふるさと創生に向けた重点的な施策を、全庁横断的な体制により迅速かつ持続的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 過疎地域持続的発展計画に基づく事業の推進</li> <li>(2) 景観計画に基づく良好な景観形成に資する施策の推進</li> <li>(3) 男女共同参画基本計画のローリング作業実施と各種施策の推進</li> <li>(4) 県・市町連携のもとDX推進による事務の効率化と住民サービスの向上</li> <li>(5) 旧松野南小学校の利活用に向けての諸条件整備</li> <li>(6) 旧伊予銀行や周辺地域一体の利活用方策の検討と実装に向けた整備や支援</li> <li>(7) 集落の潜在力を明らかにするT型集落点検のモデル地区での実施</li> <li>(8) 庁内各部門の有する専門的ノウハウや人材を結集し、その力を最大限に発揮する体制整備と運用</li> </ol>	
3 町民との協働による地域づくりの推進	<p>住民の主体性を尊重した協働のまちづくりの推進によって地域課題の解決に資するほか、コミュニティの持続ならびに活性化を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域づくり交付金による主体性を持ったコミュニティ活動に対する支援</li> <li>(2) 地域計画事業の推進に資する権限と財源の移譲による各部落のコミュニティ維持</li> <li>(3) 協働のまちづくり事業等の各種補助制度の拡充による多様かつ良好なコミュニティ形成と活動の活性化</li> <li>(4) 多様なコミュニティ、NPO、ボランティア団体等の育成や支援</li> <li>(5) まちづくり委員会や委員会部会における施策の検討</li> <li>(6) 住民との協働による施策形成過程をふまえたまちの課題解決の取り組み推進</li> </ol>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
4 移住促進事業の推進	<p>近年、価値観や働き方の多様化により、都市圏集中からの脱却や生活拠点の複数化などが加速している。この動きを受け止め仕事や暮らしの場として、本町が選ばれることを目指し、移住や定住につながるさまざまな体制や施策からなる「松野モデル」を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移住相談会、各種メディアの活用など多面的な手段による募集や人口戦略の展開</li> <li>(2) 仕事＋住む家＋県内随一の子育て支援環境の移住促進「松野モデル」のリーフレット等によるPRとワンストップでの移住支援体制の構築</li> <li>(3) お試し移住プログラムの推進</li> <li>(4) 定住促進条例に基づく奨励措置及び住宅リフォーム補助金、移住促進空き家改修、空き家バンク等による定住支援</li> <li>(5) 特定地域づくり事業「森の国まつり事業協同組合」の運営支援と自立化推進</li> <li>(6) 宇和島圏域市町及び関係機関との連携による出会いの場創出事業の実施</li> </ol>	
5 他地域住民との交流による関係人口拡大	<p>他地域住民との交流促進や関係構築による情報の共有、コロナ禍による価値観の変化を意識した施策推進により、関係人口の拡大を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 森の国応援団の運営及び会員との交流による情報や価値観の共有と関係性持続</li> <li>(2) 本町出身の学生コミュニティの構築と、交流による情報や価値観の共有と関係性持続</li> <li>(3) コアなファンづくりと交流促進によるリピータ獲得、支援・協力体制の構築</li> <li>(4) ふるさと納税や特産品販売、ツーリズム、協働人口拡大などの地域内流入の最大化による地域経済の活性化</li> <li>(5) ワークेशनやインターンシップ、サテライトオフィスやゲストハウス等、多様な労働や居住環境、交流の場整備による関係人口の獲得</li> <li>(6) 団体や企業等との連携による、地域のグローバル化の推進とそれを支える人材育成</li> </ol>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
6 公共交通の確保による暮らしやすい環境の創出	<p>生活の多様化や地域の情勢の変化に応じた移動手段の確保や公共交通ネットワークの見直しを図り、暮らしやすいまちづくりを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産官学協働による住民ニーズや地域の実情を反映させた地域公共交通計画の策定</li> <li>(2) 住民ニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通網の構築に向けた研究</li> <li>(3) コミュニティバスの定時路線運行と高齢者外出支援事業による移動手段の確保</li> <li>(4) 新たな公共交通網の確保につながる実証実験の実施</li> <li>(5) 公共交通を利用する高校生の通学支援</li> <li>(6) 高知・愛媛の両 J R 予土線利用促進対策協議会組織の発展的再構築による利用促進施策の推進</li> </ol>	
7 広域行政の推進及び産官学連携の強化	<p>広域連携による効率的な行政運営及び産官学連携による多面的なまちづくり施策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宇和島地区広域事務組合による福祉、消防防災、環境事業等の推進</li> <li>(2) 宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、都市・生活機能の充実を図る施策の推進</li> <li>(3) J R 予土線沿線関係自治体の連携促進による、県境文化や豊かな自然環境、アウトドアコンテンツの活用を切り口としたまちの課題解決に取り組む仕組みづくり</li> <li>(4) 大学、高校、金融機関や各種団体、企業等との連携による、まちの課題解決の推進</li> <li>(5) 企業版ふるさと納税制度を活用した、まちの課題解決の推進</li> <li>(6) 各種協議会による、まちの課題解決の推進</li> </ol>	
8 正確な統計業務の推進	<p>行政運営や企業の意味決定など、社会の情報基盤としての統計の重要性を認識し、正確かつ円滑な統計業務を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校基本調査の実施</li> <li>(2) 住宅・土地統計調査の実施</li> <li>(3) 令和7年国勢調査と2025年世界農業センサスの実施準備</li> <li>(4) 統計調査員確保対策事業の推進</li> </ol>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
9 まちの未来を見据えた人材育成	<p>社会環境の変化が急激かつ予測不能な時代に、地域の資源や特性を活かしながら、目前の「課題解決思考」と将来の「夢を語りビジョンを描く思考」を併せもつ、まちの未来を見据えた人材育成に取り組む。</p> <p>(1) 発達段階に応じたキャリア観や起業家精神を育む一般社団法人マツノイズムプロジェクトの活動支援によるまちの課題解決</p> <p>(2) さまざまな経験を共有し、それぞれが主体的に学び合う「場」の構築</p> <p>(3) 人材育成につながる創造やコミュニティの場づくり、研修など環境整備の推進</p>	
10 商工業の活性化と持続性の確保による地域づくり	<p>商工会との連携のもと、コロナの影響下にある商工業者の事業継続の支援、それによる地域経済の復興と発展により、地域活性化を図る。</p> <p>(1) 松野町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づいた成長発展施策の展開</p> <p>(2) 地域総合振興事業による商工会への支援</p> <p>(3) 町内観光施設や観光事業者、イベントなど多様な主体との連携による商店街の活性化</p> <p>(4) 企業誘致と企業留置施策の推進及び複業人材育成による労働力確保施策の推進</p> <p>(5) 創業支援事業計画に基づいた、創業の際に必要なステージ毎の支援施策の推進</p> <p>(6) 中小企業振興資金融資制度の運用による地域経済の循環促進と地域活性化</p> <p>(7) 事業承継支援による経営持続環境の確保</p> <p>(8) 地域内循環型の経済モデルの導入に向けた調査研究</p> <p>(9) 複数の支援制度の組み合わせによる感染症拡大により影響を受けた経済の復興推進</p> <p>(10) 制度運用による物産等のPRや販売促進、販路開拓等の支援による商工業の振興</p> <p>(11) 店舗改修等の制度設計と運用による商工業の持続化支援</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
11 活力ある地域の 実現を目指す観光 まちづくり	<p>地域資源や魅力を再発見・再認識、磨き上げ、発信し、地域内外の交流へつなげ、地域活性化を目指す観光まちづくりを推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「モノ」から「コト」のニーズや観光概念の変化に対応した地域資源の発掘と育成</li> <li>(2) 短期滞在から長期滞在へ促し、コアなファンづくりや移住につながる観光施策の展開</li> <li>(3) 豊かな地域資源を活かした、アウトドアスポーツ聖地化に向けた取組の推進</li> <li>(4) J R 予土線や沿線コンテンツを切り口としたDMOによる観光戦略立案と体制整備</li> </ol>	
12 観光交流施設の 円滑な管理運営	<p>観光施設指定管理者及び観光事業者、各機関と連携した、観光交流施設の健全運営と適正管理を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道の駅虹の森公園まつのが取り組む新規事業の支援と集客力向上に対する支援</li> <li>(2) 地域資源と町観光施設及び民間事業者との連携による観光まちづくりの推進</li> <li>(3) 町観光施設の計画的整備及び改修による機能拡充と利便性の向上</li> <li>(4) 万年荘のリニューアル事業の推進</li> <li>(5) 滑床養魚場生産物の高付加価値化及び販路拡大による地域資源の魅力発信と集客力強化による収益改善並びに地域活性化</li> </ol>	
13 消費者行政の推 進による消費者の 安心・安全の確保	<p>地域住民の安心・安全な消費行動をサポートするため、消費生活相談体制の確保と広報啓発活動を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者行政相談窓口の設置による相談体制の確保</li> <li>(2) 福祉部局と連携し、消費者の安心・安全確保に資する相談体制の確保</li> <li>(3) 消費生活関連の啓発活動の推進及びさまざまな機会を捉えた講習会等の実施</li> <li>(4) 消費生活相談窓口の持続を目指した近隣市町や関係機関との連携や、定住自立圏構想に基づいた相談体制整備に向けた研究</li> </ol>	

基本方針		
<p>農業委員会業務の中心となる、農地法、農業経営基盤強化促進法他の改正を受け、本年度から新たな業務が追加される。その中でも、実質化された人・農地プランを、更に継続、発展させるために、地域計画を策定することとなり、法定業務に置き換えられた。農業委員会の役割としても、計画策定の基礎となる、目標地図の素案作成が義務化されている。実質化した人・農地プランから、どのように進展させながら、新たな計画として策定していくか、組織内での十分な協議と、農家、地域からの意見聴取が必要である。農地等の利用の最適化の推進、担い手の確保、育成についても、相変わらず農業委員会が果たすべき大きな職責である。農業を継続、振興する上でも、最重要な課題であり、責務は増加する一方である。前年の改選直後から、活動日数や内容を数値化し、より詳細に公表することも必須となり、農地利用最適化交付金の算定基礎になるなど、実務的にも過重な職責を果たしている。そのような中にありながら、町農業の根幹を堅持するためにも、町内の実情に応じた細やかな委員会活動を実践する。農地法も施行以降、抜本的ともいえる見直しがなされており、許認可業務も大きな転換期となる。そのことも踏まえながら、農業委員、農地利用最適化推進委員としての専門性をより一層高めるためにも、研修の機会も捉えながら、自己研鑽に励み、適正かつ正確な業務遂行に努める。</p>		
業務名	業務内容	摘要
1 農業委員会活動の推進	<p>農地法の抜本的改正を踏まえながら、委員会の的確な運営を図る。農家への周知も必要であることから、改正内容を習得するとともに、自己研鑽に努め、農地の利用関係の調整を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係法令の改正に伴う適切で適正な審査体制の確立と農家への周知活動</li> <li>(2) 定例農業委員会総会の開催による的確な審議、審査</li> <li>(3) 農地利用最適化交付金の有効活用と相談業務の実施</li> <li>(4) 専門知識習得のための研修の実施、参加による自己研鑽の推進</li> <li>(5) 農業委員会活動内容や農地貸借状況等の公表</li> <li>(6) 女性委員の活動支援と活躍の推進</li> </ol>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
2 農地等の利用の最適化の推進	<p>農業委員会の必須業務であり、農地法等の改正内容を遵守しながら、行政や関係機関との連携を図り、実績へのこだわりを持ちながら、農業の基本である農地の有効利用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地の地域内利活用を目指し、地域内での受け手の把握、集積の推進</li> <li>(2) 地域計画策定のための責務の遂行</li> <li>(3) 現地調査、意向調査、聞き取り、遊休農地所有者への指導など、実践活動を踏まえた農地利用の最適化の推進</li> <li>(4) えひめ農林漁業振興機構との連携による農地中間管理事業の進展</li> <li>(5) 無断転用など、農地法違反事案への適切、適確な指導、啓発</li> <li>(6) 農地台帳の適切な管理と、eMAFF 農地ナビを活用した農地情報の公表</li> </ol>	
3 担い手の指導育成	<p>県、機構、行政、農林公社、JAなど、農業を推進する関係機関との連携を図り、あらゆる場面を活用した担い手の確保と、確実な育成に努めることにより、着実に就農へと誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移住施策、研修生制度など、あらゆる場面を活用した、担い手の確保</li> <li>(2) 就業希望者を農業実践者へと導く指導、育成への支援</li> <li>(3) 新規就農者への農地の斡旋と、農業定着への指導、支援</li> <li>(4) 法人化による農業実践に向けた計画遂行への支援</li> <li>(5) 集落営農組織化への継続的な支援と、集積に向けた検討、協議</li> <li>(6) 地域計画策定のための農地、担い手、地域とのマッチングの推進</li> <li>(7) 既存農家の経営改善、事業継承に向けた指導、支援</li> <li>(8) 農業者年金制度の普及啓発</li> <li>(9) 郷土料理を活用した食育活動</li> </ol>	

基本方針		
<p>町の最重点施策である人口減少対策、移住対策にも連動しながら、農業振興の最大の課題でもある担い手の確保、育成について、成果の具現化を求めて施策を展開する。そのためにも、関係機関との協力関係を強固にしながら、相互にサポートを行い、着実な実行を図る。農地の有効活用、遊休農地対策については、新たな国の方針に伴い、より具体性のある、農地と人の関係性を明確にすることが求められており、地域内の農業のあり方、担い手の将来像との整合性のとれた「地域計画」を策定する。地域単位での農業組織の体制整備も、更に進展させながら、今後の農業のモデルとしての地位を確立する。町農業の基本である水田農業、米政策を中心として、生産性や効率性を考慮した、農業基盤の再整備も視野に入れながら、地域全体を網羅する一団の農業としての展開を促進する。依然として不安定な経済状況を見据えながら、国、県の交付金、助成事業との関係性も十分に検討を重ね、的確で効果的、波及的な支援策を推進する。農業を核とした地域復興施策である、上家地部落再生事業については、当事者間で締結した協定を基本として、指導機関の支援も受けながら、着実かつ確実に事業を推進する。</p> <p>林業においても、引き続き、担い手確保、育成が最重要課題であることから、南予森林アカデミーを中心として、林業事業体など、中心的経営体の即戦力を育成する。森林整備についても、森林環境譲与税を有効活用しながら、事業の拡充に努めるとともに、町内での事業実践者の獲得を図りたい。木質バイオマス事業については、森林整備との連動性を更に図ると共に、町内経済振興への寄与も含め、林業全体への波及を意識しながら、確実に事業を展開する。</p>		
業 務 名	業 務 内 容	摘 要
1 担い手確保、育成対策の推進	<p>農業部門の地域おこし協力隊員、農業研修生を中心に、新規担い手の確保と育成に取り組み、確実に就農できる環境整備に努める。基幹作物の事業継承など、多様な担い手ニーズに対応できる育成の場を確保し、具体的な就業につなげたい。</p> <p>(1) 農業部門地域おこし協力隊員の、経験年数に応じた適確な指導、育成</p> <p>(2) 農林公社研修制度の拡充と研修生の確保、育成</p> <p>(3) 新たな農業体験制度の導入による担い手確保対策及び関係人口の獲得</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
担い手確保、育成対策の推進	<p>(4) 町出身者への帰郷呼び掛けによる、自己農地保全、農業活動への推進</p> <p>(5) 農業委員会と連携した「地域計画策定」への取組</p> <p>(6) 農業法人の育成、支援と、新たな組織化実現に向けた研鑽</p> <p>(7) 認定農業者、認定新規就農者の確保と、経営状況に適応した活動支援</p> <p>(8) 消費税インボイス制度導入に伴う農業者への支援</p> <p>(9) 農林公社の年次的な施設、設備の再整備と、経営方針の中期的ビジョンの検討</p> <p>(10) 農地中間管理事業による農地集積の推進と、農地開発団地の利活用の推進</p> <p>(11) アグレス事業の効率的、効果的な実践に向けた事業内容、組織体制の検討</p>	
2 基幹産業としての農業の振興	<p>町特産物の産地としての維持、振興のため、生産性、収益性の向上を図り、生業としての農業を実践するため、関係機関と一丸となった指導体制を強化し、また、支援策を展開することにより、持続的な事業としての確立を目指す。</p> <p>(1) 町特有品目の桃、梅の振興と産地維持</p> <p>(2) 事業継承も含めた農業経営、園地運営への支援</p> <p>(3) 鬼北地域特産の柚子、栗における、有利販売も含めた安定的出荷体制の堅持</p> <p>(4) J A主力品目と連動した農作物振興への取組</p> <p>(5) キウイ花粉販売ルートの確立に向けた、県内専門農家での実証事業と、販売系統との信頼関係の構築</p> <p>(6) 不安定な社会情勢に即応した農家支援策の展開</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
<p>基幹産業としての農業の振興</p>	<p>(7) 県農業指導班、農林公社、JA等、関係機関との情報共有、連携強化による指導、支援と農業振興の推進</p> <p>(8) 特産品販売促進協議会による特産品販売活動の支援、実践</p>	
<p>3 上家地部落再生事業の展開</p>	<p>農業を中心とした上家地部落再生事業を、地域住民、事業者と共に着実に、確実に進展させるため、基本協定に基づき、指導機関の支援も仰ぎながら、しっかりとした第一歩を踏み出すべく、信頼関係を深めるための調整を図る。</p> <p>(1) 進捗状況に合わせた、地元住民への情報提供と理解、信頼の構築、地元要望との調整</p> <p>(2) 事業者との協調と、年次計画の着実な実施に向けた対応</p> <p>(3) 四万十市との協力体制の堅持に向けた行政間の情報提供と、関連地域への情報発信</p> <p>(4) 家地川の河川環境保全活動の実践</p> <p>(5) 県指導機関との協議、支援の要請</p> <p>(6) 再生事業推進に伴う庁内横断的協議の実施</p> <p>(7) 耕畜連携、有機農業との連動性の検討</p>	
<p>4 農地開発団地等、遊休農地の再生</p>	<p>遊休化している農地の再生を図るとともに、振興作物の拡大、担い手への効果的な農業推進のために農地の集積を図る。</p> <p>(1) 農業法人等、実践力、集積能力の高い農業組織による農地再生、有効活用の促進</p> <p>(2) 管内誘致企業への原材料供給体制の確立と、遊休農地を活用した園地整備の推進</p> <p>(3) 未利用農地の状況把握と、農業委員会と連携した利活用の推進</p>	
<p>5 水田農業の推進</p>	<p>本町農業の主体である水田農業を着実に推進し、農業の基幹的部分を確立することにより、農業所得の主体となりうる、継続的な米政策を展開する。</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
水田農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営所得安定対策の積極的活用による、安定的な米政策の推進</li> <li>(2) 水田収益力強化ビジョンによる水田の有効活用</li> <li>(3) 自主的な販売体制維持への支援と、地域での合意形成に向けた協議の実践</li> <li>(4) 更なる地域ブランドの確立と、消費者ニーズに応じた販売チャンネルの選択</li> <li>(5) 関係機関と連携し、スマート農業導入に向けた実証事業の展開</li> <li>(6) 米の品質向上のための栽培管理の指導、支援の徹底</li> <li>(7) 農作業受託事業連絡協議会の活動拡充への支援</li> <li>(8) 効果的で広域的な農業廃水対策の実践</li> </ul>	
6 有害鳥獣対策の推進	<p>未だに農業振興の最大の課題である有害鳥獣対策について、今まで培った経験値を最大限発揮しながら、地域の実情、農家の要望に即した捕獲活動を展開する。ジビエ利用についても、更に拡充した活動の実践を図り、「まつのジビエ」ブランドの確立を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) NPO法人森の息吹と鳥獣被害対策実施隊が一体となった、実効性のある駆除活動の実施</li> <li>(2) 防御施設の整備促進の支援と、広域的駆除活動に向けた隣接市町との持続的な協議と情報の共有</li> <li>(3) 猟友会活動の活性化と、新規会員獲得に向けた取組への支援</li> <li>(4) 農産物被害軽減のための追い払い活動の強化</li> <li>(5) 獣肉処理加工施設の効率的活用と、販売施設としての活動の強化</li> <li>(6) 獣肉の更なる活用への推進と、販売促進に向けた普及活動、広報活動の展開</li> </ul>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
7 日本型直接支払制度の運用	<p>農地の維持、保全、地域農業を継続するための根幹制度として、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度を利活用し、担い手の確保、農業基盤の整備を図る。</p> <p>(1) 第5期中山間地域等直接支払制度の適確な運用と、加算措置対応への支援</p> <p>(2) 集落営農、地域農業の基盤としての集落協定活動の展開</p> <p>(3) 第6期制度移行に向けた集落協定のあり方の検討</p> <p>(4) 地域計画策定のための集落協定活動への支援</p> <p>(5) 土地改良区への事務委託促進による、集落負担軽減に伴う活動の拡充、進展</p>	
8 森林整備事業の推進と林業担い手の確保、育成	<p>地域林業の中心組織として事業を推進している、南予森林管理推進センターを基軸として、森林環境譲与税の有効活用のため、森林整備事業等を着実に実施する。ウッドショック後の林業情勢も見極めながら、林家所得向上のための支援を行う。林業における担い手問題も喫緊の課題であり、南予森林アカデミーを核に、即戦力の確保、育成を図る。</p> <p>(1) 南予森林管理推進センターを基軸とした森林整備事業の着実な推進</p> <p>(2) 南予森林アカデミーでの林業担い手の育成と、移住者も含めた確保対策の実践</p> <p>(3) 林政アドバイザー制度導入による森林整備事業の拡充</p> <p>(4) 市町村森林整備計画に基づいた森林資源の有効活用と、森林経営計画策定による効果的な森林整備の推進</p> <p>(5) 森林環境譲与税を有効活用した町単独での森林整備事業等の展開</p> <p>(6) まきステーション等、林業事業体、自伐林家の育成、支援と森林整備への参画促進</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
森林整備事業の推進と林業担い手の確保、育成	<p>(7) 間伐材、端材等の利活用の検討、実践と、新たな木育事業の推進</p> <p>(8) 町有林の適正管理、主伐、間伐、保全事業の定期的な導入</p>	
9 木質バイオマスの促進と林産物の活用	<p>循環型エネルギーの主体として、木質バイオマスの効果や有効性を発揮するため、まきステーションを中心に、活動促進を図りながら、更なる事業の拡大を目指す。より広域的で広角的な木質バイオマス事業の推進を図ることにより、森林整備事業への発展性を加速化させる。</p> <p>(1) まきステーションの林業事業体としての経験蓄積と、運営組織確立による経営健全化</p> <p>(2) まきステーションにおける森林整備事業の推進と、更なる森林資源の活用促進</p> <p>(3) 広域的な森林資源の利活用の推進</p> <p>(4) 森林経営管理法の運用と森林資源活用の実践</p> <p>(5) 特用林産物の継続的な栽培と販路獲得への支援</p>	
10 農林土木事業の推進	<p>農林業施設の維持管理も極めて厳しい現実であり、部落要望等に対応するため、町単独事業を有効活用しながら支援を行う。大規模な農業用施設改修も、地域との協議により、必要性を十分に認識しながら、地域農業の基盤整備として事業導入を検討する。効率的な国、県交付金等の獲得、活用が図れるよう、指導機関、専門組織の支援を受けながら、最大限の効果が得られるよう、計画的に事業を推進する。</p> <p>(1) 中山間地域総合整備事業による農業生産基盤整備の完了に向けた対応</p> <p>(2) 農業農村整備事業の活用による、地域要望への計画的対応</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
農林土木事業の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 豊岡前中央水路改修に向けた年次事業の 対応、地元との協議、調整</li> <li>(4) 中期的農業農村整備事業の推進に向けた 地域協議の実施</li> <li>(5) ため池ハザードマップ等の利活用による 防災減災対策の推進、農業用施設の巡回点検 と管理指導の徹底</li> <li>(6) 有事の際の災害復旧事業への的確で堅実 な対応</li> <li>(7) 町土地改良区の組織運営への支援</li> </ul>	

基本方針		
<p>日常生活におけるキャッシュレス決済の普及や情報通信技術（ICT）の進展を背景に、会計事務を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、町民の利便性の向上や事務の効率化が不可欠となっている。</p> <p>また、継続的かつ安定的に高品質な行政サービスを提供するには、法令等の遵守、信頼性の確保、効率的かつ効果的に会計業務を遂行することが求められている。</p> <p>そのためには、徹底した情報収集や調査・研究を行いながら、確実な資金調達と適正で迅速な会計事務を執行するとともに、安全で効率的な公金の管理・運用を図り、出納業務の円滑な遂行に努める。</p>		
業務名	業務内容	摘要
1 適正な会計事務の執行と万全な公金管理	<p>予算執行に係る一連の事務処理が法令及び会計規則等に基づき適正に処理されているか厳正に審査するとともに、指定金融機関等との連携のもと、収支の照合点検を実施し、確実に正確な会計事務を執行する。</p> <p>(1) 歳計現金及び基金等の適正な管理と安全で効率的な資金運用の実施</p> <p>(2) 資金収支の把握による確実な資金調達</p> <p>(3) 定例出納検査の対応</p> <p>(4) 会計事務の処理に関する周知指導</p> <p>(5) 関係課との収納業務の連携</p> <p>(6) 簡易水道事業会計への移行支援</p>	
2 迅速正確な決算事務の遂行	<p>財務会計システムを活用して、迅速かつ正確に決算書を調製する。</p> <p>(1) 出納閉鎖に伴う迅速な収支状況の整理 (地方自治法第235条の5)</p> <p>(2) 決算書の調製及び提出 (地方自治法第233条第1項)</p> <p>(3) 財務会計システムの円滑な運用</p> <p>(4) 担当課と連携した簡易水道事業会計決算への対応</p>	<p>5月末</p> <p>6～7月</p> <p>3月末</p>

## 基 本 方 針

町の総合窓口として気持ちのよい対応に心がけ、町民の目線に立った迅速丁寧な業務サービスの提供に努める。

子どもから高齢者及び障がい者など全ての住民が、地域・暮らし・生きがいを共に創り高め合うため、地域福祉計画に基づき関係機関が連携し地域サービスとの協働により「地域共生社会」を実現する。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた家計及び暮らしの支援を行うとともに、住民へのサービス提供方法等の改善を図る。

児童福祉では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長できる保育・教育の環境づくり支援の拡充を図り、子どもの明るい笑顔を育てる。また、総務福祉においては、信頼のある援護活動を推進し、すべての人権が守られ、安心して暮らせる、住んでよい町、住みたい町づくりを推進する。

税業務においては、自主財源確保のため、住民に対し適正な申告と公平な税負担についての意識啓発に努めるとともに納税環境を整え、適正な賦課徴収業務を遂行する。また滞納者に対しては、関係機関と連携を密に粘り強い滞納整理業務を推進し、収納率の向上に努める。

国民健康保険については、関係機関を始め、県内自治体及び愛媛県国民健康保険団体連合会との連携のもと、被保険者の健康意識の高揚と啓発等の保健事業を進めるとともに、後期高齢者医療保険と介護保険の情報を共有することにより、医療費の適正化に取り組み医療費の伸びの抑制に努め、国民健康保険事業等の財政の健全化を図る。

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
1 子育て支援対策の推進	1 松野町子ども・子育て支援事業計画に基づき、母子保健との連携を図りながら、新たな課題や多様なニーズに対応した子育て支援の推進及び保育機能の充実と保育環境等の整備に努める。 (1) 子育て短期支援事業の実施 (2) 保育所支援システム（コドモン）を運用し保護者との密な連携体制のもと、効率的な園の管理運営の実施 (3) 保育料負担軽減対策の推進 (4) 愛顔の子育て応援事業の推進 (5) 積木等の玩具による木育活動の実施 (6) 病児保育事業の実施検討 (7) 保育園の機能強化と保育士の確保・育成 2 児童手当等の円滑な事業実施に努める。 3 児童、乳幼児ひとり親家庭等に対する各種の援護支援や相談業務を推進する。	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
子育て支援対策の推進	<p>4 子育て支援センター、放課後児童クラブなどのあり方を検討する。</p> <p>5 企業版ふるさと納税を活用した放課後児童センターの整備を図る。</p> <p>(1) 関係課との連携により候補地の整備</p> <p>(2) 物納物件及び外構工事等の詳細決定</p> <p>6 子育て世帯の一層の医療負担の軽減を図り、子育て支援の更なる支援を図るため、子ども医療費助成の対象年齢を18歳（高校生世代）まで拡充し実施する。</p>	
2 窓口業務の適正な執行	<p>職員の意識改革を図り、来庁者の立場に立って無駄を省き、正確できめ細かな住民サービスの提供に努めるとともに、他課との連携により窓口サービスのワンストップ化と業務の効率化を図り、待ち時間の解消に努める。</p>	
3 マイナンバー制度への対応	<p>マイナンバー制度への適切な対応を図る。</p> <p>(1) 住民基本台帳・税及び各種業務の番号制度の適切な運用</p> <p>(2) 休日及び時間外交付窓口を開設しマイナンバーカードの普及促進</p> <p>(3) 日本郵便とのマイナンバーカードの申請サポート事業の実施</p> <p>(4) 住基との連携及びワンストップ化の実現</p>	
4 援護活動の推進	<p>社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会及び関係機関等と連携のもと、情報の収集及び共有化に努め、生活困窮者に対して親切且つ早急な対応による援護支援、就業支援及び経済的支援等を必要に応じて行い自立促進を図る。</p> <p>(1) 社会福祉協議会に対する助言及び支援</p> <p>(2) 民生委員・児童委員協議会に対する支援</p> <p>(3) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の検討実施</p>	
5 地域福祉計画の推進	<p>福祉分野の共通する理念をつなぐ役割を果たすため、地域福祉計画に基づき、地域住民が参加し共生できる地域社会の実現に努める。</p> <p>(1) 関係機関との連携により、重層的支援体制の構築と地域サービスとの協働を支援</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
地域福祉計画の推進	(2) 複合化・複雑化する住民ニーズの的確な把握に努め、関係機関との情報共有 (3) 各部落の地域福祉活動計画及び地域計画の具現化のため、全職員の協働による支援	
6 国民年金及び特別弔慰金業務の適正な執行	1 日本年金機構等と連携した国民年金業務の適正な執行に努める。 (1) 法定受託業務及び、協力・連携の強化 (2) 年金生活者支援給付金の支給業務と広報活動 2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金業務の適正な執行に努める。	
7 人権啓発活動の推進	人権施策基本方針に基づき、町民の人権に対する意識を高めるため、関係機関、団体と連携した啓発活動を推進する。 (1) 差別撤廃・人権擁護審議会との連携 (2) 人権擁護委員、関係機関等、相談体制の充実 (3) 教育課と連携した各種人権啓発事業の実施 (4) 愛媛方式による人権啓発団体との連携 (5) 人権啓発に係る各種大会、研修会への参加	
8 隣保館活動の充実	人権啓発活動と、地域福祉及び地域交流の拠点となる事業を推進する。 (1) 相談事業の推進 (2) 人権啓発・広報活動の推進 (3) 講座及び教養文化活動等地域交流事業の展開 (4) 地域福祉活動の推進 (5) 社会調査研究事業の推進 (6) 放課後児童クラブと交流促進事業の推進 (7) 隣保館改築の検討	
9 住宅新築資金等償還業務の推進	1 未償還金の解消に向けた対策の強化に努める。 (1) 滞納者の実態把握 (2) 督促、催告等の発送 (3) 呼出し催告による納付指導の徹底 (4) 税業務と連携 (5) 職員の実務研修への参加	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
住宅新築資金等償還業務の推進	2 住宅新築資金等償還システムにより未償還金の適正な管理に努める。	
10 適正な税業務等の推進	<p>1 町税（町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）及び各種保険料（後期高齢者医療保険料、介護保険料）の適正な賦課徴収に努めるとともに、納税者への説明と納税意識の向上を図る。</p> <p>2 固定資産課税客体の的確な把握と適正な課税に努める。</p> <p>(1) 固定資産税の適正な評価替えの実施</p> <p>(2) 家屋評価システムの適正な運用</p> <p>(3) 死亡者課税の名義換えによる適正な課税</p> <p>(4) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の減価補正適用の実施検討</p> <p>3 電算システムを有効に活用し、事務の省力化と税制改正等に対応した適正な業務推進に努める。</p> <p>4 町税及び固定資産台帳並びに軽自動車税等、関係書類の整理保管、適正確実な更新処理に努めるとともに、電算化を図る。</p> <p>5 滞納の解消及び防止、収納率向上に努める。</p> <p>(1) 県との連携による収納体制の強化</p> <p>(2) 滞納者の実態把握及び財産調査等の実施</p> <p>(3) 督促、催告、差押予告書等の発送</p> <p>(4) 集中した呼出し催告による納付指導の徹底</p> <p>(5) 滞納処分（差押等）の実施</p> <p>(6) 愛媛地方税滞納整理機構への移管と連携</p> <p>(7) 職員の実務研修への参加</p> <p>6 納税者が主体的に簡便・正確な申告や納付等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備し、住民の利便性及び収納率を向上させ、業務の効率化を図る。</p> <p>(1) 国税電子申告・納税システム（e-Tax）及び、地方税共通納税システム（eLTAX）の活用と収納代行業務（コンビニ収納、電子機器による決済サービス収納）の普及促進</p> <p>(2) 国及び愛媛県との連携強化</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
11 国民健康保険業務の円滑な推進	<p>1 国民健康保険の健全な財政運営と事業の円滑な推進を図る。</p> <p>(1) 国保資格の適用適正化の推進</p> <p>(2) 医療費の伸びの抑制のための適正受診等普及啓発の推進</p> <p>(3) 国民健康保険事業費納付金の決定に伴う保険税率の検討</p> <p>(4) 県下の保険料（税）統一に向けた検討協議</p> <p>2 保健福祉課（健診・がん検診・介護保険）と協働した「特定健康診査・特定保健指導」の推進を図る。</p> <p>(1) 特定健診等実施計画及び保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく保健事業の実施</p> <p>(2) 保険者努力支援制度の積極的な活用</p> <p>3 国民健康保険の保険者として、愛媛県と町の役割分担による保険者機能の強化を図るとともに、県と愛媛県国民健康保険団体連合会及び関係機関を始め、県内自治体との連携並びに調整に努める。</p>	
12 後期高齢者医療事業の推進	<p>広域連合等との連携のもと、資格管理業務、給付業務、保健事業等の推進に努める。</p>	

基本方針		
<p>誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療・福祉・介護の連携のもと地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るとともに、生涯にわたる健康づくり・予防活動、障がい福祉、高齢者福祉の充実により健康寿命の延伸を図る。併せて、安心して出産・子育てができるよう妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談・支援の実践、関係部門との協働による要配慮者対応の充実に努めることにより、人と人、人と社会がつながり、支え合う地域共生社会の実現を目指す。</p> <p>中央診療所は、地域包括ケアにおける医療の中核として、保健・福祉・介護との連携を図り、かかりつけ医として、住民に親しまれ信頼される地域医療機関としての機能向上に努める。</p>		
業務名	業務内容	摘要
1 生涯にわたる健康づくり・予防活動の推進	<p>1 乳幼児期から高齢期までの切れ目のない健康づくり及び予防活動の推進</p> <p>(1) 子育て世代包括支援センター「まつぼっくり」を軸とした妊娠・出産・子育ての継続した母子保健対策</p> <p>(2) 出産・子育て応援給付金事業の整備・構築</p> <p>(3) 生活習慣病予防対策</p> <p>(4) 自殺・うつ予防を含む精神保健対策と自殺対策計画の中間評価</p> <p>(5) 健康づくり組織活動の支援</p> <p>(6) 国民健康保険担当課と協働した「特定健康診査・保健指導」等の保健事業の推進</p> <p>(7) 国保データベース（KDB）システムを活用した重症化予防</p> <p>(8) 歯科保健対策の強化</p> <p>(9) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の開始</p> <p>(10) 各課との連携による日常的な運動習慣の啓発</p> <p>(11) 第3期保健事業実施計画の事業評価と第4期計画の策定及び健康づくり計画の中間評価</p> <p>2 がん検診の実施及び受診率・精密検査率の向上によるがん予防対策の推進</p> <p>3 基本的な感染予防対策の継続及び予防接種の推進</p> <p>4 地域医療を守るため適正受診の啓発</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
2 障がい福祉の推進	1 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定 2 自立支援給付及び地域生活支援事業等の推進 3 障害者差別解消法及び障害者虐待防止法に基づいた啓発等の推進 4 発達障がい者(児)への相談支援の推進	
3 高齢者福祉の推進	1 養護老人ホームへの入所措置等の適正な運用 2 老人クラブ活動の支援 3 高齢者共同生活住宅の効果的な運営 4 全国健康福祉祭えひめ大会(ねんりんピック愛顔のえひめ2023マラソン交流大会)の開催	
4 介護保険制度の推進と健全運営	1 第8期介護保険事業計画に基づくサービスの充実と評価指標に基づく適正運営及び第9期計画の策定 2 自立支援・重症化防止に向けた保険者機能の推進 3 医療と介護の連携推進と他の関連計画との総合的な推進 4 適正な要介護認定事務の推進 5 指定事業者への適切な指導等による介護給付の適正化	
5 地域包括支援センターの運営	1 包括的支援事業の効果的な実施 (1) 介護予防ケアマネジメント事業 (2) 総合相談・支援事業 (3) 権利擁護事業 (4) 社会福祉協議会との協働による生活支援体制整備事業 2 地域包括ケア体制の推進 (1) 高齢者等を中心とした見守りネットワークの推進と関係機関との連携調整 (2) 在宅ケアへの支援 (3) 介護予防の推進 3 認知症地域支援体制の推進 (1) 正しい理解のための啓発・予防活動の推進 (2) 認知症初期集中支援チームの体制整備 (3) 認知症疾患医療センターとの連携 4 コミュニティナース(地域おこし協力隊)との協働による地域福祉活動の推進	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
6 地域医療の充実と診療所の健全運営	1 病診及び診診の連携による在宅医療の充実 2 医療の中核機能の強化と地域包括ケアシステムの充実 3 医療従事者の働き方改革と人材確保・育成 4 出張診療のあり方検討に基づいた体制整備 5 中央診療所及び保健センターの効率的、効果的な施設整備 6 マイナンバーカード（保険証機能）活用によるオンライン資格確認システム運用拡大	

基本方針	<p>人口が減少していく中で、全ての住民が安全で安心して暮らすことができる地域づくりを創出するため、建設分野においては、道路整備を中心とした「人・地域をつなぐ」ネットワーク機能を構築するとともに、急速に進むインフラの老朽化対策及び頻発化する自然災害から住民の生命と財産を守るため、施設の機能向上を目的とした事業を計画的に推進し、総合的な流域治水対策に努める。</p> <p>環境分野では、「松野町環境景観美化保全宣言」を基本理念として、美しい自然景観や生物多様性を保全する啓発活動に取り組むとともに、快適で住みよい生活環境を持続するため、資源の循環利用促進による廃棄物の処理、地球温暖化対策として温室効果ガス削減を目的とした再生可能エネルギーの普及による循環型社会の構築に努める。</p> <p>水道業務では、施設の老朽化に伴う経費の増加や人口減少による収益の減少など、今後の水道事業を取り巻く経営環境は、厳しさを増して行くことが予測される。令和5年度からの公営企業会計への移行による更なる経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るとともに、水道施設の耐震化更新事業を最重要課題として取り組み、将来的に安定した水道水を供給するため施設の維持管理に努める。</p>	
業務名	業務内容	摘要
1 国道、県道の整備	<p>「国土強靱化基本計画」に基づいた、人・地域をつなぐ道路ネットワークの構築に努める。</p> <p>(1) 国道 381 号改良事業の推進</p> <p>(2) 県道の改良、防災対策事業の推進</p> <p>(3) 関係機関との連携による要望活動の実施</p>	
2 町道の整備	<p>地域の利便性向上と「安全・安心」を確保するインフラ整備及び施設の老朽化対策に努める。</p> <p>(1) 地域の道路網及び災害発生時に避難路・救援路として役割を果たす道路整備の推進</p> <p>(2) 橋梁長寿命化修繕計画の推進</p> <p>(3) 舗装修繕計画の推進</p> <p>(4) 道路構造物老朽化対策の推進</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
3 河川の整備及び防災対策	<p>頻発・激甚化している気象災害から「生命・財産」を守るための事業を推進する。</p> <p>(1) 広見川河川改修及び堆積土砂撤去事業の推進</p> <p>(2) 河川・砂防施設の正常な機能維持</p> <p>(3) 災害時に備えた流域治水対策の検討</p> <p>(4) 土砂災害指定区域の対策事業の推進</p> <p>(5) 災害時における対応力の向上及び人材の育成</p>	
4 住宅環境の整備	<p>住環境のニーズに対応するため、町営住宅の適正な管理に努めるとともに、大規模地震に備えた民間住宅の耐震化、人口減少により増え続ける空家の総合的な対策に取り組む。</p> <p>(1) 「住生活基本計画」、「公営住宅等長寿命化計画」に基づく住宅施策の検討及び計画的な老朽化対策の推進</p> <p>(2) 旧住宅跡地活用計画の検討</p> <p>(3) 民間木造住宅耐震化事業の推進</p> <p>(4) 空家の実態調査及び危険空家除却事業の推進</p> <p>(5) 住宅使用料の滞納処理</p>	
5 直営事業及び道路等維持管理事業の推進	<p>安全で快適に暮らせる地域づくりのため施設の適正な維持管理に努めるとともに生活環境を保全する事業を推進する。</p> <p>(1) 町道の維持管理</p> <p>(2) 交通安全対策事業の推進</p> <p>(3) 生活道、排水路等の整備事業の推進</p> <p>(4) 部落要望事項に対する事業の推進</p>	
6 公有財産管理業務の推進	<p>公有財産の適正な管理に努める。</p> <p>(1) 道路等の占用及び法定外公共物の適正管理</p> <p>(2) 計画的な未登記路線の解消</p> <p>(3) 道路台帳デジタル化の推進</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
7 生活環境対策事業の推進	<p>美しい自然景観を保全する意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギー促進による脱炭素社会の形成に努める。</p> <p>(1) 協議会、各種団体等との連携による環境保全活動の推進</p> <p>(2) 環境保全推進員との連携による不法投棄・不適切処理対策及び啓発活動の実施</p> <p>(3) 住民協働による「花と緑のまちづくり事業」の推進</p> <p>(4) ボランティアによる環境整備の機運醸成及び活動支援</p> <p>(5) 生活排水対策として、小型合併処理浄化槽及び環境微生物を活用した水質浄化の普及啓発に取り組む。</p> <p>(6) 主要河川の定期検査による水質汚濁対策の推進</p> <p>(7) 温室効果ガス削減を目的とした新エネルギーシステムの普及促進</p> <p>(8) 動物愛護及び適正飼養の普及啓発</p>	
8 廃棄物の適正処理	<p>廃棄物の適正処理や資源の循環利用による環境負荷が低減された循環型社会の形成に努める。</p> <p>(1) 3R推進による廃棄物の減量化及び適正処理</p> <p>(2) プラスチック資源循環の推進</p> <p>(3) 食品ロス削減の普及啓発</p> <p>(4) 災害廃棄物処理体制の構築及び対応力の向上</p> <p>(5) 宇和島地区広域事務組合と連携した廃棄物の適正処理</p>	

<p>9 簡易水道事業 の適正な運営</p>	<p>公営企業会計移行による経営基盤の強化を図るとともに、施設の維持管理及び耐震化事業の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 円滑な公営企業会計への移行</li> <li>(2) 施設の適正な維持管理及び漏水対策の検討</li> <li>(3) 施設の老朽化対策及び耐震化事業の推進</li> <li>(4) 雨量減少に伴う渇水対策の検討</li> <li>(5) 水道事業広域化の検討</li> <li>(6) 水道使用料の滞納処理</li> </ul>	
----------------------------	--	--

基 本 方 針	<p>「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育む、地域と共にある学校教育を創造する」という理念を学校と地域とが共有し、心と身体と知恵を育む学校教育を創造する。</p> <p>豊かな自然や貴重な文化・文化財の価値を損なうことなく積極的に活用し、町民の文化的意識の向上や町の活性化を図るとともに、文化財に対する理解を深め、保存、活用を担う人材を育成する。</p> <p>公民館活動の充実を目指すとともに、日常的な運動の普及促進に努め、心身の健康の維持増進や体力の向上を図る。</p> <p>すべての教育活動において人権尊重の理念を基礎に置き、お互いの人権が尊重される明るく穏やかな「森の国まつ」を創造する。</p> <p>ふるさと松野を次の世代に受け継いでいけるよう、地域コミュニティの持続性の向上と活性化につながる学びの機会を創出し、担い手となる人材の育成を図る。</p>	
業 務 名	業 務 内 容	摘 要
1 学校教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふるさと松野への誇りと愛着を育む地域学習、「森の国山城学」、「おくうち棚田学」、「まちおこプロジェクト」等の充実支援</li> <li>2 すべての学校教育活動における人権尊重の理念を基調とした人権・同和教育の推進</li> <li>3 タブレットの効果的な活用のための条件整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個別最適な学びの推進（アプリの導入）</li> <li>(2) 指導力向上のための職員研修支援</li> </ol> </li> <li>4 外国語教育の充実とA L Tの効果的な活用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) A L T 2名体制による外国語教育の充実</li> <li>(2) 保育園から中学校までの10年間の系統的、継続的な指導の充実（カリキュラムの作成）</li> <li>(3) 滑床英語キャンプ参加・海外語学研修参加・英語検定受検への補助</li> </ol> </li> <li>5 確かな学力の定着と向上               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 漢字、算数・数学、英語検定受検への支援充実</li> <li>(2) 町独自の学力調査の実施と活用（C R T検査）</li> </ol> </li> </ol>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
<p>学校教育の推進</p>	<p>6 中学校部活動（運動部・文化部）の地域移行に向けた検討会の開催及び基本方針の策定</p> <p>7 愛媛大学や坊ちゃん劇場との連携事業の推進</p> <p>(1) 「森の国林間学校」の内容・方法等の改善</p> <p>(2) 愛媛大学大学院教育学研究科との連携</p> <p>(3) 演劇教育を通じた人間力の育成</p> <p>8 通学路安全確保や児童生徒をまもり育てる活動の推進</p> <p>9 安全で安心な学校給食の提供及び子育て世帯負担軽減対策の実施（物価高騰対策支援）</p> <p>10 学校運営協議会の更なる充実と学校支援ボランティアの効果的な活用</p>	
<p>2 生涯学習の推進</p>	<p>1 吉野生公民館の改築整備及び吉野生交流促進センターとの連携活用の検討</p> <p>2 公民館・分館活動の充実によるコミュニティの活性化</p> <p>3 庁舎学習スペースや県立移動図書館を活用した読書活動の整備推進</p> <p>4 町内資源及び人材を活用した学習機会の創出</p> <p>5 小・中学校の野外活動の運営支援</p>	
<p>3 生涯スポーツの推進</p>	<p>1 軽スポーツ、ラジオ体操、ウォーキング・ジョギングなど日常的に取り組める運動の普及促進</p> <p>(1) 定期的なWeb大会の実施</p> <p>(2) 軽スポーツ体験会の開催</p> <p>2 桃源郷マラソン大会（アプリイベント）の内容充実及び参加者拡大への工夫検討</p> <p>3 文化財視察等とタイアップしたウォーキングイベントの開催計画</p> <p>4 中学校部活動（運動部）の地域移行に向けた検討会への協力</p> <p>5 ねんりんピック愛顔のえひめ 2023「マラソン」実施に伴う関係課との協力開催</p>	

業 務 名	業 務 内 容	摘 要
4 人権・同和教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「あおぞら子ども会」を核とした人権・同和教育の推進</li> <li>2 部落差別をはじめとするあらゆる差別・偏見の解消に向け、住民一人ひとりが主体者であるという認識のもとで取り組む人権・同和教育の推進</li> <li>3 首長部局・関係機関団体等と連携した人権啓発事業の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「森の国人権の集い」の充実</li> <li>(2) 若年層への教育と啓発</li> <li>(3) 新たな学習方法及び推進体制の検討</li> </ol> </li> </ol>	
5 文化財保存活用の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 松野町文化財保存活用地域計画に基づいた歴史文化資源や文化財の適正な調査、管理、活用</li> <li>2 河後森城跡の第1期環境整備の仕上げと第2期整備に向けた計画検討</li> <li>3 目黒の農山村景観の重要文化的景観選定の申出及び目黒山形関係資料も含めた資源活用の推進</li> <li>4 奥内の棚田及び農山村景観の保存・活用に向けた拠点施設の整備検討</li> <li>5 新たな町指定文化財の指定及び森の国まつの遺産認定に向けた調査</li> <li>6 指定文化財の保存及び修復のための補助金及びふるさと納税などの新たな財源の確保検討</li> <li>7 旧松丸街道の歴史的建造物の保存・活用に向けた調査</li> </ol>	
6 文化行政の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域資源である不器男記念館並びに目黒ふるさと館を活用した住民との連携による施策の検討</li> <li>2 不器男記念館を核とした講師による計画的な俳句指導や俳句の小径の活用</li> <li>3 森の国文化祭、不器男忌俳句大会等の開催による文化的魅力の発信</li> <li>4 中学校部活動（文化部）の地域移行に向けた検討会への協力</li> </ol>	

基本方針		
地域住民とのコミュニケーションを図り、優しく思いやりのある行政サービスを提供するため、本庁・関係機関と連携した迅速で丁寧な業務を推進するとともに、協働型まちづくりの拠点として公民館活動の充実を図る。		
業務名	業務内容	摘要
1 窓口業務の推進	本庁との連絡を密にし、地域の窓口として明るく迅速丁寧、的確な業務対応により、住民の利便を図りきめ細やかな住民サービスに努める。	
2 公民館活動の充実	吉野生地区3分館等との連携により、地域づくりの拠点となる公民館活動の充実を図る。 (1) 生涯学習・生涯スポーツの推進 (2) ボランティア活動への参加 (3) 伝統文化や伝統行事の継承 (4) 社会教育団体等地域グループの育成と子育て学習の推進	
3 支所及び公民館の維持管理、並びに公民館の改築の実施	支所及び公民館の適正な維持管理に努めるとともに、教育課との連携により、協働型まちづくりの拠点施設として位置付ける吉野生公民館の改築を行い、住民の利便性を図る。	
4 健康づくりや体力づくりの推進	関係課並びに吉野生地区保健推進会と連携して、地域住民を対象とした健康づくりや体力づくりの増進を図る。	
5 防災意識の高揚と交通安全の推進	関係課並びに自主防災組織との連携により、地域住民への防災意識の高揚を図る。 (1) 防災研修会への参加啓発 (2) 各防災組織による防災避難訓練等の実施 (3) 鬼北交通安全協会吉野生支部と連携した交通安全運動の推進	
6 吉野生交流促進センターの管理運営	吉野生地区の伝統行事、生涯学習、スポーツ活動等を通じて、交流拠点としての生きがいを推進し、センターの適正な管理運営に努める。 (1) 各種スポーツ・学習活動の推進 (2) 公民館と併せたセンターの活用 (3) 吉野生支所機能の移転	
7 広場の活用と維持管理	関係課と連携し、吉野生多目的広場と山村広場の維持管理に努めながら適切な活用に努める。	

